

なるほど  
法律NAVI

連載企画

# 交通事故に関する損害賠償請求について

## 第4弾 『損害賠償の種類と範囲』

■交通事故による損害として認められるためには、損害が交通事故と相当因果関係の範囲内にあることが必要です。「風が吹けば桶屋が儲かる」のような因果関係では認められません。例えば、交通事故によって入試に失敗して医学部へ進学できなかったことの損害や、全治1週間の打撲にもかかわらず息子を心配してアメリカから帰国した両親の交通費などは相当因果関係の範囲外となります。

もっとも、どこまでが相当因果関係の範囲内かの判断は非常に難しく、実際に裁判でもよく争いになります。

■交通事故による損害として認められる損害項目は、積極損害、消極損害と精神的損害(慰謝料)に分けられます。

積極損害は、治療費、通院交通費、入通院付添費、介護費用など実際に出費を余儀なくされた損害のことをいいます(将来的に出費を余儀なくされるものも含みます)。

消極損害は、得べかりし利益とも呼ばれ、交通事故がなければ得られたであろう利益のことをいいます。

例えば、交通事故によって後遺障害を負い、仕事ができなくなった場合には、事故に遭わなければ得られていた一定年齢までの給料相当額が損害となり、これを逸失利益と呼びます。入院中、仕事ができなかったことによる休業損害も消極損害です。

■相当因果関係にあるかどうか争点になるとしても、いつどこにいくら支払ったのかが分からなければ、争うこともできません。無駄になるかもしれませんが、交通事故に関係する支出をしたときは、とにかく領収証を取っておくことをお勧めします。

■次回は、損害額の算定基準についてお話しします。



弁護士 上栢裕章

事前にお電話でご予約ください。



☎(082) 493-7100 <http://asuka88.jp/>

〒739-0015 東広島市西条栄町10-27 栄町ビル5階

【主な取扱業務】債務整理・一般民事・相続・交通事故・企業法務・経営再建等

弁護士  
法人

あすか

【所属弁護士】福田浩・今田健太郎・上栢裕章・谷脇裕子